

生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は大阪市立松虫中学校生徒会と称する。

第2章 目的

第2条 本会の目的は次の通りである。

- ① 学校および社会の協力によって生徒の福祉増進をはかる。
- ② 民主的生活の実践に努力する。
- ③ 生徒の個性を伸ばす文化及び運動を盛んにする。
- ④ その他

第3章 会員

第3条 本会々員は大阪市立松虫中学校の生徒とする。

第4章 役員

第4条 本会は、次の役員をおく。

会長1名、副会長2名、執行委員4名又は3名

第5条 役員を選出は別に定める選挙規定に基づいて行う。

第6条 役員任期は1期間とし、1年を前期（4月～10月）後期（11月～4月）の2期に分ける。役員は再選することができる。

第7条 役員が任期中に職務遂行が不可能になった場合は次の方法で新しい役員を選出する。

1. 会長の場合は副会長がその職務を代行する。
2. 副会長の場合は執行委員の中から生徒議会の承認を得てその職務を代行する。
3. 執行委員の場合は必要に応じて生徒議会の承認を得て役員とすることができる。

第8条 各役員の主な任務は次の通りである。

1. 会長は本会を代表し生徒会活動全般の指揮をする。また各種の議会を召集し、議長となることができる。
2. 副会長は会長を助け、会長不在または職務遂行が不可能な時は会長代理をつとめる。

第5章 生徒議会

第9条 生徒議会は本会最高の議決機関である。

第10条 生徒議会は生徒会執行部、専門委員長、各学級委員長をもって構成する。

第11条 生徒議会は本会の目的を遂行するために必要な事柄についてそれを議題として採りあげ審議し議決することができる。

第12条 生徒議会は構成員の3分の2以上の出席によって成立し出席議員の過半数で議決される。

第6章 委員会

第13条 本会は次の委員会をおく。

風紀委員会、保健美化委員会、文化委員会、体育委員会。

第14条 各委員会は、各学級より選出された委員をもって構成する。

第15条 各委員会は各学級より選出された委員中より互選によって委員長、副委員長および書記を選出する。

第16条 各委員長は委員会をまとめ、原則として委員会の議長をつとめる。また各委員長は生徒議会に出席しなければならない。

第17条 委員会で決議された全生徒に関係のある重要な事項については、生徒議会において承認されなければならない。

第18条 各委員会は月1回程度に、また必要のある時は臨時に開催する。

第19条 各委員会の主たる任務は次のとおりである。

1. 風紀委員会校内外の安全・秩序・規律に関する仕事を担当する。

2. 保健美化委員会

校内の保健衛生に関する指導実践。校内美化に関する仕事と管理を担当する。

3. 文化委員会

文化的行事を立案計画し実施するほか、図書の出し、図書に関する事務処理の仕事を担当する。

4. 体育委員会

体育行事に協力し、体育活動を促し、指導運営に当たる。

第7章 学年委員会

第20条 生徒会活動を推進し、各学級の連携を保つために学年別に各学級の委員長によって学年委員会を設ける。

第21条 各学年委員会は各学級の委員長の中から互選により学年委員長1名、学年副委員長1名、書記1名を選出する。

第22条 学年委員長は必要に応じて学年委員会を開き議長をつとめ、学級相互の意見の調整にあたりるとともに、生徒議会に出席する。

第23条 学級には次の役員をおく。

委員長 風紀委員 保健美化委員 体育委員 文化委員

第24条 学級の役員及び委員は生徒会役員選出後学内で互選する。

また任期は前期(4月～10月)、後期(11月～3月)の2期にわけ再選することができる。

学級の役員は2つ以上の委員を兼任することはできない。

第8章 選挙

第25条 会員は各学年の学年委員長および各委員会の委員長をのぞくすべての役員委員選挙権と被選挙権を有する。

第26条 選挙に関する一切の事柄はすべて選挙規定による。

第9章 最高決定権

第 27 条 学校長は本会の活動に関するすべての問題について最高決定権を有する。

顧問は生徒議会、各委員会、学年委員会その他の会議に出席し指導助言を行う。

第 10 章 附則

第 28 条 本会則は職員会を経て学校長の承認を得て会長の公布によって施行される。

第 29 条 本会則の運営に必要な細則は別にこれを定めることができる。

生徒会役員選挙規定

第1章 選挙区域

第1条 役員は全校において選挙する。

第2章 選挙権

第2条 生徒会会員は選挙権を有する。

第3章 選挙管理委員会・役員立候補

第3条 選挙に関するすべての事務を行うため選挙管理委員会をおく。

第4条 選挙管理委員会は各学級より選出された1名の選挙管理委員で構成する。

選挙管理委員は学級の役員ならびに委員と兼任していてもよい。

第5条 選挙管理委員会には委員の互選により委員長・副委員長・書記各1名をおく。

委員長は選挙管理委員会を代表し会を統轄し会議の議長を務める。副委員長は委員長を助け委員長不在の時はその任務を代行する。書記は会議ならびに選挙に関する記録をとり記録ならびに書類の保管にあたる。

第6条 選挙管理委員会は次の仕事をする。

1. 選挙告示
2. 立会演説会
3. 選挙運動の管理
4. 投票・開票管理ならびに報告
5. 選挙にともなう諸事務

第7条 選挙管理委員会は生徒会役員の選挙に際して召集される。

第8条 選挙管理委員会は新役員の認証とともに解散する。

第9条 役員立候補者は立候補受付締切りまでに選挙管理委員長まで届け出る。

第10条 選挙管理委員が立候補する場合は委員をやめなければならない。

第11条 当選者は得票最多数のものをもってする。

部活動に関する規定

第1条 本規約は本校生徒会会則に基づき、部活動の目的達成を期するために次のように規定する。

第2条 部は同好の生徒で組織し、指導のための顧問教員のある場合、職員会で審議し、学校長の認証したものが設置される。

第3条 各部は本校教員または部活動指導員を顧問としておく。部活動指導員が顧問となる部には、担当教諭をおく。

第4条 各部には原則として次の役員をおく。

部長 副部長

第5条 部長は部を統制し、副部長は部長を補佐し、部長不在や支障のある場合、部長に代って職務を代行する。

第6条 各部のすべての活動は顧問の指導のもとに学校の定めた曜日・日時・時間内で活動することができる。

第7条 他校の部、その他団体との交渉・練習・試合その他校外活動を持つ場合は学校長に届け出なければならない。

第8条 入部は4月とする。ただし特別の理由がある時はこの限りでない。

第9条 入部は所定の申込用紙に記入の上各顧問に申し込むものとする。

生徒心得

1. 学校内の心得

- ① 学校内には学習に不必要なものは持ちこまない。
- ② 廊下、階段は静かに左側を歩き、走らないようにする。
- ③ 学校内でボール遊びその他、他者の迷惑になる行為をしないようにする。
- ④ 教室、職員室等の近くで大声を発したり、授業、会議のさまたげになる行動をとらないようにする。
- ⑤ 公共物を破損したときは、直ちに先生に届け、その責任を明らかにし、弁償すべきものは弁償する。
- ⑥ 学校内では来客に対して礼儀正しくする。
- ⑦ 運動場では先生の指導以外はバットを使ったり、ボールを蹴るなどの危険な遊びをしないようにする。

2. 標準服・身なりについて

- ・ 服装は正しく着こなす。
- ・ 名札を正しい位置につける。
- ・ 更衣調整期間は設けない。各自の体調や気候に合わせて調整すること。

① 服装について

- ・ 靴は運動靴とする。
- ・ 靴下については、白・黒・紺・グレーの無地を基本とし、あまり大きな柄が入っていないものにする。
- ・ ポロシャツの下に着るシャツは、白・黒・紺・グレー・ベージュとし、ワンポイントが入っていてもかまわない。半袖体操服を着用してもよい。
- ・ ベルトは、無地の黒・紺・茶とする。バックルについては、大きすぎず派手でないものにする。
- ・ スカート丈はひざ頭程度にする。

② 髪型について

- 毛染め・脱色をしたり、髪料をつけたり、パーマをかけたりしない。
- 長短のいちじるしい髪型(モヒカン・ソフトモヒカン・いちじるしく段差のある髪型・横を短く刈ってかぶせるような髪型など)をしない。又、ラインやそりこみを入れない。
- 後ろの髪が肩に達したら、黒・紺・茶色のゴムひもでくくる。
- 前髪をおろす場合は、目にかからない程度に切るか、黒のピンでとめる。

③ 防寒について

- 防寒着はブレザーの下に着込み、袖や裾がブレザーから出ないようにする。
- 防寒着はニット地のカーディガン・セーター・ベストとする。色については、白・黒・紺・茶・グレー・ベージュとし、ラインやワンポイントが入っていてもよい。
- 教室内でひざ掛けを使用してもよい。
- ストッキング・タイツは黒・紺・グレー・ベージュの無地にする。
- 登校時に手袋・マフラー、ウインドブレーカー(本校指定のもの)を着用してもよい。ただし、手袋・マフラーは学校内では着用しないようにする。

④ その他

- 化粧品、色付き・匂い付きリップ、クリーム、香水、ピアス、アクセサリー類をつけないようにする。
- 爪は短く切り、磨いたり、マニキュアを塗ったりしないようにする。

3. 所持品の心得

- ①所持品には必ず、学年、組、名前をかいておくようにする。
- ②納入すべき金銭は必ず、朝早く納めるようにする。
- ③友達間では金銭の貸借や物品の交換等しない。

4. 学習の心得

- ① 予鈴、始業のベルが鳴ると、すぐに学習が開始できる態勢をとっていること。
- ②入室が遅れたとき又は授業中、座席を離れる必要がおこったときは、先生にその理由を述べ許可を得たのち行動する。
- ③教科書その他学習材料を忘れた場合は、その始業前に教科の先生に連絡すること。
- ④授業中は、自主的かつ積極的に学習に取り組む。
- ⑤ テストについて
 - ・ テストの時間割は原則として一週間前に発表されるので計画的に学習する。
 - ・ テスト時間中はお互いのお話、物品の貸借、不正行為が絶対ないよう、各自が十分注意する。

5. 清掃の心得

- ①清掃用具は大切に取扱う。
- ②開始時および終了後、担当の先生に連絡し指導を受ける。
- ③必ず教室、特別教室の戸締りをしてから下校する。

6. 校外での心得

- ①たえず松虫中学校生徒としての品位を保つようにする。
- ②登下校の途中は道いっぱいになって歩かないようにする。
道路横断の場合は必ず横断歩道を通る。
- ③下校の途中、寄り道や買い食いなどは禁止する。
- ④繁華街、夜店、盆踊り、祭等には保護者の同伴か、もしくは許可を得て注意して行くようにする。
- ⑤外出する場合は保護者にその行先、用件、帰宅時間を必ず告げていく。
- ⑥他人より暴力行為又はそれに類する行為を受けた場合は、直ちに警察及び学校へ届け出る。

7 連絡・諸届

- ①久席、遅刻、早退、欠課、忌引する場合は、この手帳の諸届欄に必要事項を記入し、担任の先生に届け出ること。
 - ②体育授業の見学は、①と同じ手続きをしたうえで、教科の先生に届け出ること。
 - ③欠席、遅刻する場合は、必ず始業時刻までに電話等により学校へ届け出る。
 - ④早退した場合は、帰宅後、学校に電話する。
 - ⑤部活動や進学就職など諸活動で校外に出て、授業を受けなかった場合は、出席扱いまたは特別の扱いとするので、この手帳の連絡欄に必要事項を記入し、担任の先生に届け出ること。
- ・連絡・諸届についての記入、学校への電話は保護者にしてもらうこと。

8. 参考事項

- ①近親者に死亡があった場合、次の期間までは忌引きとする。父母は7日、祖父母・兄弟姉妹は3日、伯叔父母・曾祖父母・その他3親等は2日。
- ②学生旅行運賃割引証（学割）・在学証明書等が必要なときは、担任の先生に申し出て交付願を受け取り、保護者が記入の上、提出すること。

9. その他

- ①負傷したり病気になった時には、先生から保健室利用カードをもらい、保健室の先生の指示を受ける。
- ②緊急避難（火災等）の時は先生の指示に従い、秩序正しく、かつ迅速に行動する。
- ③自転車通学は原則として禁止する。やむをえないときは許可を受けること。
- ④記載されていない事項であれど、集団生活の場である学校において健全な学校生活を営むために必要な規則を守ること。

図書館のきまり

1. 本校図書館は指定された曜日の始業前・昼休み・放課後に開館する。
2. 館外帯出を希望するときは、その本を持ってカウンターへ行き、学年・クラス・名前を担当者に告げ、バーコード処理を行う。
3. 館外帯出は1人2冊以内とし、その期間は帯出及び返納の日を含み7日以内とする。
4. 貴重図書、辞書、雑誌その他、禁帯出のラベルのある図書は館外帯出を禁止する。
学习上、必要であり、やむを得ないときは、指導の先生を通じて申し出る。
5. 図書は丁重に取扱い破損や紛失のないように注意する。
借りた図書のまた貸しは禁止する。万一、紛失したときは、個人で弁償する。
6. 図書館内では他人の読書のさまたげにならないよう、静かに行動する。
とくに、目立って態度の悪いものは退出を命ずるときがある。

非常変災時等の措置について

本校では台風等の非常変災時においては、生徒の安全確保を期すために下記の措置をとります。

○午前7時の時点で、大阪市に「暴風報」「暴風雪警報」もしくは「特別報」、阿倍野区、西成区のいずれかに「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」のいずれかが発令されているときは、臨時休業とします。

- 午前7時以降始業までに、上記の報等が発令された場合も臨時休業とします。ただしすでに登校している生徒は、保護者等に連絡し、在宅確認し次第、下校させます。
- 午前7時の時点、及び7時を過ぎて以降始業までに、大阪市のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合は臨時休業とします。
- 始業後に上記の報等が発令された場合は、臨時下校の措置をとります。
- 地震等により、午前7時現在、JR大阪環状線、および大阪メトロ（ニュートラムを含む）の双方が全面運休している場合、臨時休業とします。
- 大雨警報のみ発令された場合には、臨時休業となりません。ご注意ください。

※台風が接近した場合、交通機関の乱れが予想されます。そのため、教職員も出勤できない場合が想定されますので、電話による問い合わせはご遠慮ください。